


報告第17号

専決処分の報告について（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年12月16日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

道路管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

道路管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月7日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和2年9月8日 午前10時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市筒戸地内 市道24317号線
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 上記場所を走行中、道路に段差が出来ていたため、車両のタイヤを破損及びホイールを損傷させた。
- 5 損害賠償額 14,485円
- 6 市の過失割合 80%